

日薬業発第 316 号
令和 2 年 10 月 16 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より通知がありましたのでお知らせいたします（別添 1）。

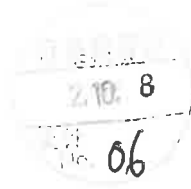
麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があったときの変更届出書に係る標準様式等が示された「平成 31 年度通知」については、平成 31 年 4 月 10 日付け日薬業発第 20 号にてお知らせしたところです。

今般、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則において、麻薬取扱者及び法第 2 条第 27 号に規定する向精神薬営業者の役員に変更があった場合に用いる変更届出書が規定され（別添 2）、改正に伴う留意事項等が示されました（別添 1）。

これらは令和 4 年 4 月 1 日より施行され、これに伴い、上記「平成 31 年度通知」は廃止されます。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

別添1



薬生監麻発 1006 第 2 号
令和 2 年 10 月 6 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 169 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



薬生発 1006 第 1 号
令和 2 年 10 月 6 日

各 (都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 169 号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 号に規定する麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員（以下「役員」という。）に変更があったときは、変更内容に係る届出書（以下「変更届出書」という。）等を提出するよう指導することを依頼するとともに、「麻薬小売業者の役員の変更届出書等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生監麻発 0329 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「平成 31 年通知」という。）において、麻薬小売業者の役員の変更届出書に係る標準様式等を示してきた。

今回、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下「改正施行規則」という。）において、麻薬取扱者及び法第 2 条第 27 号に規定する向精神薬営業者の役員に変更があった場合に用いる、変更届出書を規定した。

第 2 改正の内容

- (1) 改正施行規則第1条の4の規定により、麻薬取扱者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第1号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生(支)局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出するものであること。
- (2) 改正施行規則第14条の4の規定により、向精神薬営業者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第20号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生(支)局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出するものであること。

第3 施行期日

令和4年4月1日

第4 留意事項

- (1) 役員の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について(通知)」(昭和57年9月24日付け薬麻第589号厚生省薬務局麻薬課長通知)において示された範囲であること。
- (2) 新たな役員の診断書については、別紙の標準様式によること。なお、地方自治体において、別途、診断書の様式を定めている場合は、当該様式の使用を妨げるものではないが、麻薬取扱者又は向精神薬営業者から別紙の標準様式による提出があった場合は可能な限り受け入れられたいこと。
- (3) 上記第1(1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて提出することが望ましいこと。
- (4) 施行日以前に、改正施行規則別記第1号の2様式又は別記第20号の2様式の変更届出書による提出があった場合は可能な限り受け入れられたいこと。

第5 通知の改廃等

改正施行規則の施行に伴い、下記の通知の改廃を行うこと。

- (1) 「向精神薬製造製剤業者等及び向精神薬試験研究施設設置者の変更届について」(平成3年2月15日付け薬麻第133号厚生省薬務局麻薬課長通知)中、記1(2)を削除すること。
- (2) 平成31年通知を廃止すること。

以上

診 断 書

氏 名				性 別	男	女
生 年 月 日	年	月	日	年 齡	歳	
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。 (各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)</p> <p>1 精神機能 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要 「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別紙も可)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p>						
診断年月日	年 月 日					
医 師	病院、 診療所 又は介 護老人 保健施 設等	名 称				
		所 在 地				
		電 話 番 号				
	氏 名					
						印

○厚生労働省令第六十九号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月六日

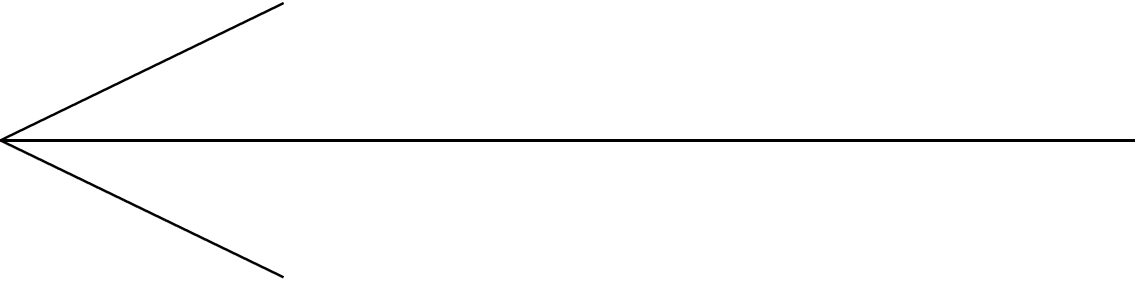
厚生労働大臣 田村 憲久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(役員の変更の届出)</p> <p>第一条の四 麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第一号の二様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかに關する医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。</p> <p>(役員の変更の届出)</p> <p>第十四条の四 向精神薬営業者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第二十号の二様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかに關する医師の診断書を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者(法第五十条の二十六第一項の規定により、法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者を除く。)にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。



別記第1号の2様式(第一条の四関係)

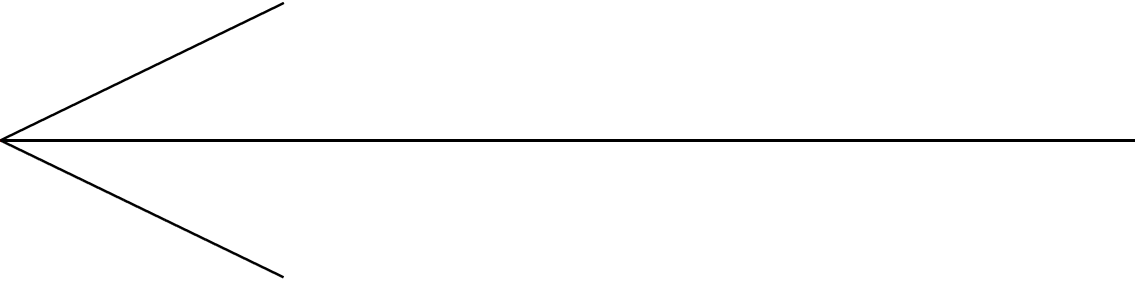
麻薬輸入業 麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬研究 者役員変更届

免許の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所在地			
	名 称			
変 更 年 月 日			年 月 日	
変 更 前				
変 更 後				
変 更 後 の 役 員 の 欠 格 条 項 を 行 っ た 理 由	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 法人又は団体の主たる事務所の所在地</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人又は団体の名称) (印)</p> <p>厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。



別記第 20 号の 2 様式(第十四条の四関係)

向精神薬輸入業

向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業

者役員変更届

免許の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
向精神薬業務所	所在地			
	名 称			
変 更 年 月 日		年 月 日		
変 更 前				
変 更 後				
変 更 役 員 後 の 業 務 欠 格 条 項 行	(1)	法第 51 条第 2 項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	禁錮以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人又は団体の主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人又は団体の名称) (印)</p> <p>地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。